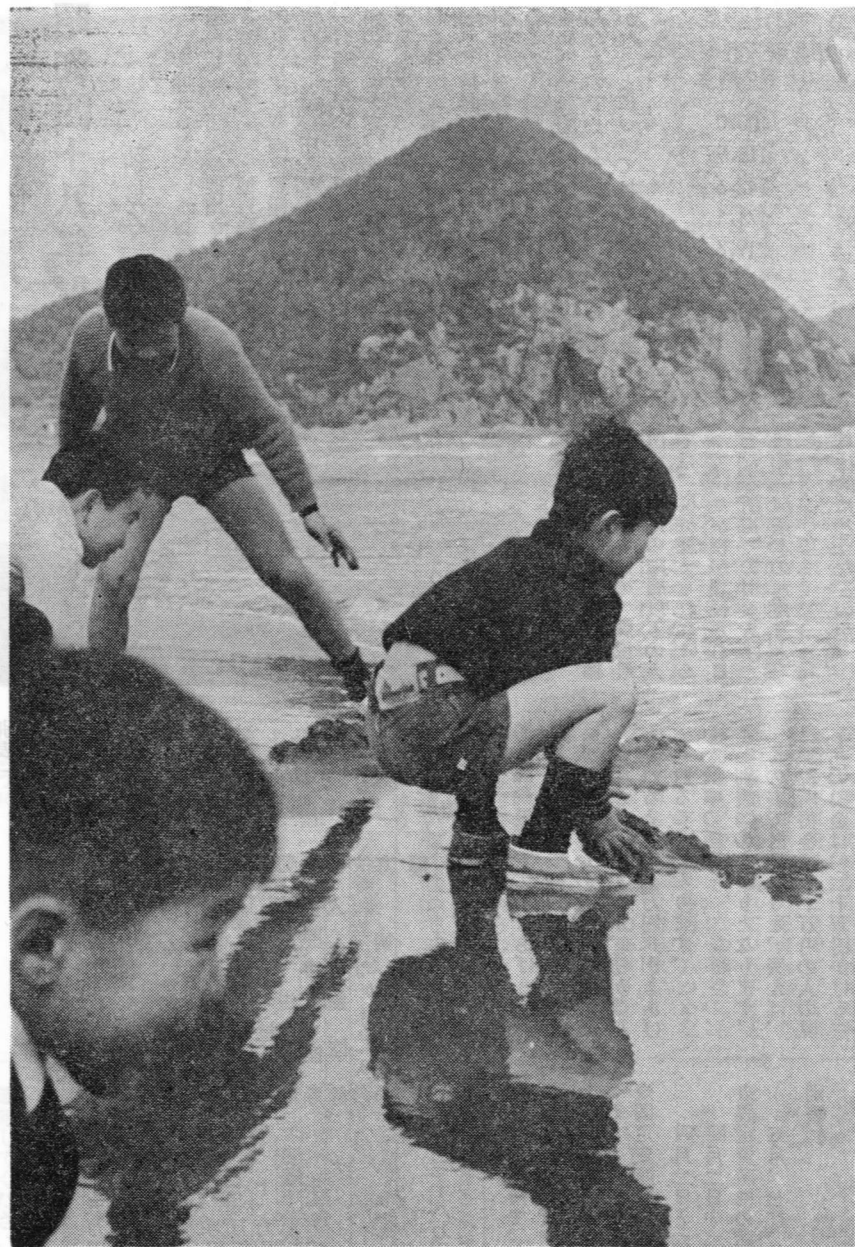




春の風物詩

海浜に遊ぶ

春といってもまだ寒い…。

砂でつくった「おうち」を、ちいさな波がサーツと洗ったらなくなって、春風にぬれた手が赤くなって冷たかった。

北風にはえたった冬の海は遠くに行って波は静かに動いている。

○……………としておくくと便利です……………○

今月の主な内容

- | | |
|---|---|
| 2面・3面…新しく「土地保有税」
新入生への心づかい
春の防犯運動 | 6面・7面…法律シリーズ
(刑の執行猶予について)
話題を追って
3歳児健康診査日程 |
| 4面・5面…春の全国交通安全運動
両陛下カーフェリーでお帰り | 8面……おしらせ |



3 月 号

昭和48年3月22日発行

(No. 214)

発行所 日向市役所

編集 総務課秘書広報係



子どもを学校に入学させるという事は、その子が何番目の子どもであろうとも、はじめての子どものときと同じように、親としては、大きな「よろこび」であり、また「不安」でもあります。そのことは、子ども自身にとっても同じことでしょう。

「よろこび」は、そのまま「学校はたのしいところ」という印象に結びつきますが、いっぽう、親の「不安」が、子どもの「不安」をさらにかきたるようなことがあつては、せっかくの向学心を摘みとってしまうことになり、将来への大きな影響をおよぼします。たとえば、「そんなことがわかれば一年生にはなれないよ」とか、「先生にいつけるよ」など、学校や先生を引き合いに出してきこおろしたり、おどしの材料に使ったりすることは、ぜひ避けなければなりません。

学校というと、すぐ「勉強」という呼びかたで、誤って「知識」のこのみか頭に浮びがちですが、学校での「勉強」のことは、学校を信頼して、先生におまかせいただくことにして、それよりもご家庭では、生活上の基本的な習慣づけに意を注ぐことのほうが、よ

学校はたのしいところ

― 新入生への心づかい ―

子どもを学校に入学させるという事は、その子が何番目の子どもであろうとも、はじめての子どものときと同じように、親としては、大きな「よろこび」であり、また「不安」でもあります。そのことは、子ども自身にとっても同じことでしょう。

学校はたのしいところ」という印象に結びつきますが、いっぽう、親の「不安」が、子どもの「不安」をさらにかきたるようなことがあつては、せっかくの向学心を摘みとってしまうことになり、将来への大きな影響をおよぼします。たとえば、「そんなことがわかれば一年生にはなれないよ」とか、「先生にいつけるよ」など、学校や先生を引き合いに出してきこおろしたり、おどしの材料に使ったりすることは、ぜひ避けなければなりません。

- り大切なことでしょう。
- ① 何かいわれたら、はつきり返事ができること。
 - ② いろいろなことが率直にいえること。
 - ③ 人のものと、自分のものの区別がはつきりできて、整理整頓がうまくなること。
 - ④ 服や下着をぬいだり着たり、用便や手洗いがしつかりできる。など、身のまわりの始末が人の手を借りずにできること。
- 最近、幼稚園、保育所で、すでに集団生活に慣れている子どもがほとんどですが、この機会にもう一度、子どもの生活を見つめなおしてみることが大切です。
- とにかく、入学前の緊張をときほぐすために、あるいは、たのしい入学を迎えるためには、どういうことに気をつけたらよいかを、(具体的に)は学校からの説明などがあります。(家族そろって)たのしいふんい気ななかで話あってみましょう。
- その他、入学前後の心づかいとして
- ① 入学前に一度、親と子といっしょに自分の通学路を歩いてみて危険なところを調べておく。
 - ② 学校までの所要時間を計っておく。
 - ③ 集団登校は班長によくたのんでおく。
 - ④ 「忘れもの」をしないように。また「忘れもの」を途中で思い出し、大急ぎでとりに帰ることのないように。

あなたはねらわれている

春の防犯みんなで心がけよう

「盗られて泣くより笑って防犯」

〇あき果、忍び込みにご用心。

いよいよ行楽のシーズンがやってきました。これから先は花見など、家で過ごす機会が多くなり、カギをかける機会が多くなります。

お出かけのときは、必ず戸締りなどを厳重にして、隣近所にもよく頼んでから出かけましょう。

「暴力をみたら聞いたら」

〇小暴力、迷惑行為の防止

例年のごとく、桜の名所などの行楽地には多数の外出があつて、相当の混雑が予想されます。それらに乗じて、スリ、置き引きなどの事件や花見に伴う飲酒のうえでのけんか、婦女子に対するからかい、いやがらせなどの迷惑行為や小暴力などの事件が発生しております。

このような被害を受けたら、見たりしたときはすぐに一一〇番へ通報してください。



「あの子もこの子もみんなの子」と声をかけて非行の防止

〇少年の非行防止と補導にご協力ください。

学校の春休み、また進学、就職など、いろいろな環境の変化により少年の非行、家出などが例年春先に多く発生しております。

公園、盛り場、映画館、喫茶店、あき家、駅などは少年らのたまり場となり、非行の行なわれやすい場となっております。

とくに、あき家、公園、あき地

昭和四十八年度の税金

新しく「土地保有税」

いま開会されている国会で「地方税法」改正案が提出され、審議されています。「地方税」は、県市町村民税と固定資産税などで、市町村財源の中心をなすもの。日向市における近年の市税は、表のとおりで、その額は順調な上昇を続けています。このことは自主財源が伸びていることをあらわし、日向市の健全な発展をものがたっていると言えましょう。

ところで、国会で審議されているという「地方税法」改正案とはどんなものでしょうか。そのおおよかなことについてお知らせしましょう。



年度別市税の伸び		
年度	市税額	昭和40年度を100とした場合の上昇の割合
40	193,919	100.0
41	220,851	113.9
42	276,522	142.6
43	331,711	171.1
44	425,816	219.6
45	483,234	249.2
46	593,064	305.8

- (一) 市民税
- 昭和四十八年度の市民税は「個人負担の軽減を図るため、課税最低限(所得の一定の階層以下の人に対しては、税が課せられないこと)となつて、税が課せられないこととなる所得」の引き上げ税率の緩和」が基本の考え方となっています。
- では具体的にどうなるのか
- ① 各種控除額の引き上げと控除種類の新設
- 各種控除の引き上げや控除額などは別表(一)のとおりとなります。新しくできるものは「老人扶養控除」(扶養親族のうち七十才以上のおとよりについて適用される)と「扶養親族のない未亡人」について「寡婦控除」の適用)の二種類です。

- (二) 固定資産税
- 土地の固定資産税のうち住宅用地については軽減措置が講ぜられるほか免税点の引き上げも行なわれるようです。
- また、昭和四十八年度は土地、家屋の評価替の年でもあり、法の
- ② 課税最低限の引き上げ
- 例えば、夫婦に子ども二人のサラリーマンの場合現在課税最低限八十万円ですが、法が改正されると八十六万円に引き上げられることとなります。
- ③ 税率の緩和
- 別表(二)のとおりとなります。この表で計算すると、例えば、課税所得金額二十万円の人の現在の税金は、二十万円かける三割で六千円。改正後は二十万円かける二割四千円ということになります。

税率		現行	改正
2パーセント	十五万円以下		三十万円以下
3パーセント	四十万円以下		五十万円以下
4パーセント	七十万円以下		八十万円以下
5パーセント	百五十万円以下		百五十万円以下
6パーセント	百五十万円以下		百五十万円以下

※固定資産税の納期
四月二日、六日、各支所
四月二日、二十一日、税務課
五月、七月、十二月、二月

別表(二)

新しくできる税。昭和四十四年

所得控除		現行	改正
基礎控除	十五万円		十六万円
配偶者控除	十四万円		十五万円
扶養控除	十一万円		十二万円
配属者のない世帯の一人目	十二万円		十四万円
障害者控除	十万円		十二万円
勤労学生控除	十万円		十二万円
特別障害者控除	十万円		十二万円
老人扶養控除	十二万円		十四万円
扶養親族のない未亡人の寡婦控除	ナシ		十二万円
障害者	三十八万円		四十三万円
寡婦	ナシ		十二万円

区域別一面積	面積
都道府県指定都市	二、〇〇〇平方メートル(約六百坪)
都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域	五、〇〇〇平方メートル(約一千五百坪)
その他の市町村の区域	一、〇〇〇平方メートル(約三百坪)

別表(三)

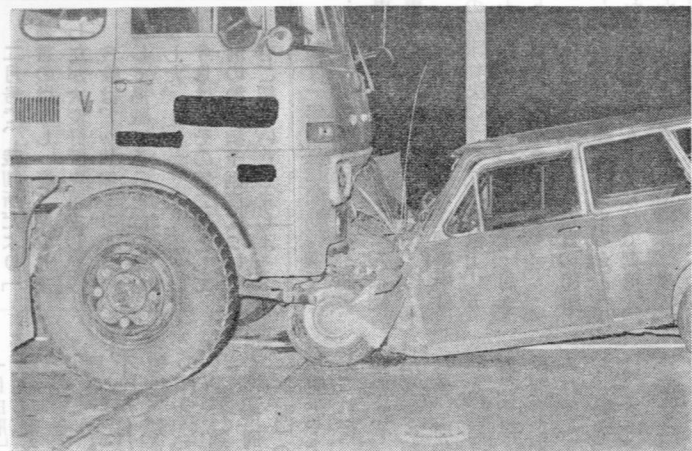
一月一日以降に取得した土地の保有などについて、保有税、取得税を課するもので、別表(三)にかける面積以上の場合について、取得税は本年七月一日以後の取得分から取得価格の三割。

市税の納入について

昭和四十七年度分の、市税の納期はすべて参っており、納付がまだお済みでないかた、昭和四十七年度分以前の分も納付が済んでいないかたは、延滞金なども加算され、また滞納処分などの手続きをとることもありますので、早めに市内各金融機関、市役所の各支所、税務課納税係に、納付されるようご協力をおねがいいたします。

市議会だより

本年度初の三月定例市議会が、十三日招集されました。提出された議案は、昭和四十八年度予算など。議決された案件については、四月号でお知らせします。



悲惨な事故はきょうもまたどこかで……

※学童、園児、老人および身体障害者などの通行をみんなどで守り、すすんで誘導する。
なお、期間内に実施されるおもな行事は、つぎのとおりです。
▽四月六日「祈願祭、パレード、不正道路使用取締り」
▽四月七日「スクールゾーン」

○歩行者向け
たしかめてまたたしかめて
ハイ横断
○運転者向け
せまい日本そんなに急いで
どこへ行く



○異動時期です
転出入の届出をお忘れなく
三月から四月にかけては、中学校、高等学校を卒業して、都会などへ異動就職する人が多く、また勤務先などの異動があり、転入、転出する人がとくに多い月です。市内に転入された場合は、十四日以内に、前に住んでいたところの転出証明書をそろえて届け出てください。
また、国民年金に加入されているかたは年金手帳をお持ちください。同時に、国民健康保険の手続きなどもまとめておきましょう。
転出される場合は、市役所または支所へ転出する届け出をしなければなりません。転出証明書は、届け出の際発行されます。この場合に、新しい住所がはっきりわかるようにしておきましょう。
また、市内で住所を変えた場合にも、転居届をしなければなりません。届出は、転入の場合と同様十四日以内にすませましょう。

かたなど、交通安全のしつけを十分にします。
※交通安全を「茶の間」の話題にとりあげて、家族の関心を高め注意をうながす。
※車を運転する人には、絶対酒を出さない。
※運転者の雇主、職場の管理者、運行管理者、安全運転管理者、事業所の運行管理、安全運転管理を強化し、その体制を確保する。
※仕業点検、定期点検を確実に実施し、整備不良車の運転をさせない。

※無理のない運行計画をたて、過労運転、過重積載、スピード違反などをさせない。
※毎朝の点呼時にひと口教育を実施し、必要な注意を喚起する。
※法令講習会、事故防止研究会などを実施し、交通ルールの徹底と安全運転技術などの向上に努める。
※すべての人
※すべての人とは、みずから交通ルールをよく守り、子どもの模範となるよう心掛ける。
※道路で遊んでいる子どもをみたら「愛の注意」を呼びかける。
※学童、園児、老人および身体障害者などの通行をみんなどで守り、すすんで誘導する。
なお、期間内に実施されるおもな行事は、つぎのとおりです。
▽四月六日「祈願祭、パレード、不正道路使用取締り」
▽四月七日「スクールゾーン」

の実態調査
▽四月八日「老人に対する黄色い杖の交付」
▽四月九日「新入学（園）児の交通指導」
▽四月十日「自動車の騒音測定」
▽四月十一日「自転車の街頭検査」
▽四月十二日「老人に対する黄色い杖の交付」
▽四月十四日「安全運転管理者事業所の立入りと検討会」
▽四月十五日「交通違反者講習会」
▽期間中「サイレン吹鳴（午前七時三十分）」

両陛下カーフェリーでお帰り
四月八日、小林市で行なわれる全国植樹祭において天皇、皇后両陛下は、十二日細島工業港からカーフェリーでお帰りになられます。当日のご順路、お見送りの場所などは次のとおりです。
ご順路
①宮崎／延岡間お召列車
②延岡／カーフェリー間お車
四月八日、小林市で行なわれる全国植樹祭において天皇、皇后両陛下は、十二日細島工業港からカーフェリーでお帰りになられます。当日のご順路、お見送りの場所などは次のとおりです。
ご順路
①宮崎／延岡間お召列車
②延岡／カーフェリー間お車

たしかめてまたたしかめてハイ横断

春の全国交通安全運動

4月6日～15日まで

「歩行者事故、とくに新入学児童、園児、幼児および老人の事故防止」をスローガンに、こしも春の全国交通安全運動が四月六日から十五日までの十日間行なわれます。
とかく春先になりますと人と車の動きが活発となり、交通事故がめだつてふえてきます。
とくにこの時期は、幼児の戸外での遊びが増えるのと、四月はじめには、交通に十分慣れていない新入学園児が登下校はじめますので、幼児や学童が交通事故にあう危険がいつそう高まってくる。
昨年中、全国でおきた交通事故は、発生件数六十五万九千二百八十三件で、死んだ人一万五千九百八十八人、ケガをした人八十八万九千九百八十八人となっています。また県内でおきた事故をみますと、五千四百六十五件が発生し、百七十一人が死亡、七千二百九十八人の負傷者がでています。
さらに、日向警察署管内では二

百八十四件が発生、二十三人が死亡、三百五十一人がケガをしています。また日向市内では二百件が発生、十九人が死亡、二百五十八人のケガ人がでています。
交通安全は、わたしたちみんなの願いです。でも、この願いというはらにこうした事故はきょうもあちこちで起きています。この運動をきっかけに、市民ひとりひとりが事故の恐ろしさ、人命の尊さを再確認し、つぎのことを確実に実行しましょう。
■歩行者
※歩道でない道路では右側端を歩く。
※道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道、横断歩道橋などを利用する。
※横断するときには、必ず手をあげて左右をみて、安全を確かめてから渡る。
※車のすぐ前、すぐ後ろを横断しない。
※道路のななめ横断はしない。

■自転車に乗る人
※二人乗り、かささし運転、手放し運転はしない。
※道路の左側端を二列に進む。
※右や左に曲がる時は手で合図する。
※踏切およびせまい道路から広い道路に出るときは、必ず一旦止まって安全を確認する。
※飲酒運転は絶対にしない。
※仕業点検、定期点検を励行し、完全な状態で運転する。
※スクールゾーン内においては、学童、園児の通行を優先させてやる。このため定められた時間内には進入しない。もし進入した場合は徐行や停止をする。
■家庭の主婦
※家族が家を出るときは、安全な歩行、安全運転励行の「愛のひと声」をかける。
※幼児を道路へひとりで出したり、遊ばせたりしない。
※幼児を連れて道を歩くときは、正しい歩きかた、安全確認のし



世界の願い 交通安全



横断歩道は必ず手をあげて



横断歩道橋を渡ればひと安心……



踏切では必ず一旦停止を……

二月号で、裁判所だより「遺言のはなし」をご紹介しましたが大変好評を得ました。今後は、「法律シリーズ」として掲載することになりました。

今日は、その第二回として「刑の執行猶予制度について」をご紹介いたします。

「懲役一年、三年間執行猶予」：新聞の裁判報道を見ると、刑事事件の判決主文で、よくこんな記事を見かけますね。

最近の統計によると、刑事事件の有罪判決のうち、半数以上の五十四が、この「執行猶予」付きという結果になっています。

実際の裁判では、検察官の起訴したような犯罪が成立するかどうかとか、被告人がたいては真犯人かどうかという点で有罪、無罪が争われる事件というのは、わりあい少なく、有罪であることのはっきりしている被告人に対し、どの程度の刑を科するのが相当か、ことに「執行猶予」を許すべきかどうかという点が争われることが多いのです。

では、その「執行猶予」とは、どういうことでしょうか。

刑の種類には、重い順に、死刑、無期または有期の懲役、禁錮、罰金、拘留、科料といったものがあります。懲役、禁錮、拘留は、刑を受ける人を一定の刑罰のための施設の中に入れてしまうもので

「自由刑」とも呼ばれ、罰金、科料は、刑を言い渡された人から一定のお金を取り立てるもので「財産刑」とも呼ばれます。「執行猶予」が付けられるのは、このうち懲役、禁錮と罰金の比較的軽いものについてです。

「執行猶予」の付かない刑を、ごく「実刑」などと呼んでいます。「実刑」の場合には、その裁判が控訴や上告などで争えなくなる（これを、裁判が「確定する」といいます。）と、言い渡された刑がそのとおりに実行されます（これを、刑の「執行」といいます。）

法律シリーズ②

刑の執行猶予について

被告人に科すべき「刑」は、はっきり決められていて、一定の猶予期間内に再び罪を犯すなどの事情が生じると、さきの「猶予」が取り消され、決められたとおりの刑が執行されることになっています。つまり、執行猶予の場合には、実刑とも無罪とも違って、一定の期間内における本人の行状によって、刑の執行を受けたり、受けなかったりすることがあるわけですね。なぜ、このような制度が設けられたのでしょうか。

ここで、刑罰を科する目的について考えてみましょう。悪いことをした者には、それ相応の苦痛を与えるべきだというのがまず考えられます。また、罪を犯すと、このような重い刑を受けるのだということを世間の人に知らせ、他の者が罪を犯さないように、「みせしめ」にすることも考えられます。昔は、刑罰の持つこのような効果が重視され、「しかえし」や「みせしめ」の意味で、残虐な刑が行なわれました。しかし、刑罰には、このような効果のほか、ま

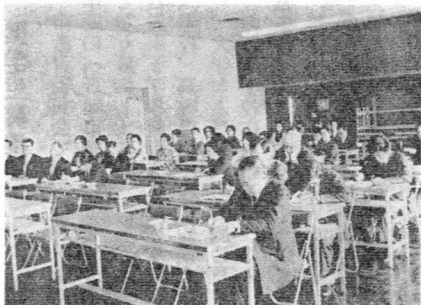
させ、社会の役にたつ人間として立ち直らせようというはたらきがあり、最近では、刑罰のこのようなはたらきが重く見られるようになりました。

犯人を、悪の道から立ち直らせようというのを目的とすると、あまりに過酷な刑罰はかえって逆効果です。また、比較的軽い罪については、刑の執行を受けるまでもなく、犯人が自分の悪かったことを悟り、今後はまじめに社会の役にたつような生き方をしたいと誓っているようなときには、もはや刑の執行をする必要がないといえます。それは、かりか、本人を刑務所に入ると、悪い人から犯罪のやり方を教えられたり、出所後に仲間になるように誘われたりすることも考えられますし、そうだけでなく、刑務所にはいったということのひけ目からやけになり、せっかく立ち直ろうとした決意がくずれて、かえって以前よりも悪くなるといった心配もあります。

そこで、さきに言ったような「執行猶予」の制度が考案されたのです。この制度によれば、刑の執行によって、かえって本人の立ち直りの仲間入りをしたりするようになった者は避けられますし、他方、

定められた期間内に再び罪を犯すようなことになれば、猶予を取り消すということによって本人が再び悪の道にはいらないよう警告を与え、本人の立ち直りを促すことにもなるのです。

この執行猶予は、前科のない者等について、三年以下の懲役、禁こまたは二十万円以下の罰金を言い渡すときに付けることができ、また執行猶予の期間中に罪を犯した場合であっても、とくに気の毒な事情があり、一年以下の懲役、禁こを言い渡すときには、再度の執行猶予が許されることがあります。



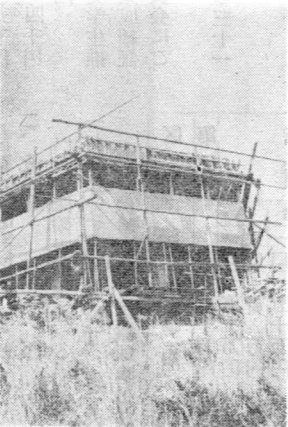
観光サービス講座

ホテル、旅館、みやげ品店、ボーリング場、ドライブイン、タクシー業などの経営者および従業員などを対象とした「観光サービス講座」が、二月二十日市役所会議室で行なわれました。当日は、関係業者、従業員など約六十人が出席、富田真生先生（東京在住）のお話「接客サービスについて」を熱心に聞き入っていました。

話題を追って・わだいをあつて・ワダイヲオツテ

米の山展望台完成間近

市内が一望に見わたせる米の山の頂上に、近くモダンな展望台が完成します。これは市が総工費二百十万円をかけて建設中のもので、鉄筋二階建て、高さ七層、直径十二メートル。形は六角形、これが完成すると市街地、太平洋などはもうらんのこと、細島臨海工業地帯やお倉が海岸線、また近隣のまちなかなどもながめられます。



高令者クラブが植樹
日向市高令者クラブ（会長平賀儀雄、会員四千八）は、二月二十五日、細島の官修墳墓（明治十年西南の役における戦没者埋葬墓地）で植樹祭を行ないました。当日は、会員がそれぞれたんせいこめて育てあげたツツジ、サクラ、ヒトツバなどの花木約三百本を持ちより、会員二十人の手でいねいに植えておきました。



新卒就職者激励大会

ことしの春、市内の中学校を卒業して県内外に就職する生徒の激励大会が三月十四日午前十時から市勤労青少年体育センターで行なわれました。ことしの就職生は、県外就職八十八人、市内就職四十人その他で、男七十五人、女六十人計百三十五人です。

大会後は、市役所前広場で記念植樹を参加者全員で行ないました。

三歳児健康診査

該当者は必ず受診を

ことしも、満三歳をこえ、満四才に達しない子どもについて健康診査を行います。

この年令は、精神的、身体的に発育上、重要な時期ですので、からだの発育状態、疾病の有無、歯の検査など、いろいろと相談を指導、措置をすることになりますので、ぜひ、子どもさんをお連れください。

該当者は、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで生まれた子どもさんです。該当者には、保護者あて個人通知をいたしますが、万一もれて通知のない場合でも、もよりの場所です必ず受けてください。

なお、受診の際は母子手帳を必ず持参ください。

実施月日	場 所	受付時間	検診対象区域
四月十七日	市 岩脇支所	十三時三十分から十四時まで	平岩全域
四月十九日	市 美々津支所	"	美々津、幸勝地区
四月二十日	市 細島支所	"	細島全域、畑浦、堀一方
四月二十四日	市 曾根公民館	"	曾根、鶴岡一丁目、二丁目、三丁目、亀崎中東、南、庄手、梶木
四月二十六日	市 体育センター	"	山下、比良、川路、往還、松原
五月 八日	市 体育センター	"	新財市、千束口、奥野、中村、永田、本谷、西川、内、広見、中原、高見橋、通、花ヶ丘
五月 十日	市 体育センター	"	本町、中町、上町、都町、北町、南町、中央、東、西草場、切島山一、二区
五月十五日	市 体育センター	"	原町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、上原町、三下原町、高砂、江良、公園通り、新生地区

おしらせ



四月二日業務開始

市美々津支所

美々津県庁あとに建設中の市美々津支所、公民館はあとわずかで完成。業務開始は、三月市議会の議決を経てからということになりますが、いまのところ四月二日をめぐりに事務がすめられています。美々津支所では、美々津町、大字幸協の区域の戸籍、住民登録、印鑑証明などの事務が、公民館は市南部地区の公民館活動の中心となり、地域の文化、産業などの振興に寄与することになります。

奨学生募集

市教育委員会では、昭和四十八年度の「日向市奨学生」をつぎのとおり募集します。

- △対象 ①学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学、大学およびこれらと同じ程度の各種学校に在学している人。
- △条件 ①日向市内に引き続き一年以上以上居住している人の子弟
- ②学業、品行ともに優秀で健康な人。
- ③学資の支弁が困難と認められる人。

△貸付額 ①大学生（月額）五千元

。高等専門学校（月額）四千元

高等学校（月額）三千元。

△手続き ①奨学生願書と奨学生推せん調書各一通に、学業成績証明書書を添えて市教育委員会にご提出ください。

△募集期間 ①三月五日から三十一日まで。

スポーツ安全

傷害保険に加入を！！

運動競技などを行なっていると、万一、けがをしたり死亡した場合のあとのことにも一応考えて、つぎの「スポーツ安全傷害保険」に加入されたいかがでしょう。

一、この保険に加入できる団体

この保険は、スポーツ安全協会傘下のスポーツ団体、その他の社会教育関係団体のうち、責任者を置き、かつ団体が明確に把握されている十名以上の構成員を対象とします。これらの団体は、保険の取扱上その目的、活動によりつぎのように区分します。

①第一種 ①運動競技種目を目的とするが、対外試合、練習計画に

基づく定期的な活動を行なわないう団体、すなわち、校内、社内大会などへの参加、あるいは親睦のみを主たる目的として活動する団体。

②第二種 ①官公庁、民間会社の運動クラブなどで、練習計画に基づく定期的な活動を行なっている

団体。

二、その他

「この保険で対象となる事故」「お支払する保険金」

「加入保険金額、医療保険金および保険料

区分	保険金額	ケガ一日当りの医療保険金	保険料
第一種	A 一口	五十万円	五百円
	B 一口	五十万円	五百円
	C 一口	五十万円	五百円
第二種	A 一口	五十万円	五百円
	B 一口	五十万円	五百円
	C 一口	五十万円	五百円

国から見舞金

占領中、沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊またはその要員などによる交通事故や暴行その他の不法行為のため死亡した人または、けがをしたり、病気になる人に、対し、こんど国から見舞金が支給されることになりました。

該当者は、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間において、沖縄でアメリカの軍隊、またはその要員の行為により人身被害をこうむった日本国籍を有する沖縄住民である被害者、またはその遺族です。

くわしいことは、福岡市中央区大手門二丁目五番十五号

福岡防衛施設局事業部業務課へおたずねください。

巡回行政相談所を開設します

行政についての苦情、不平、不満などについて、つぎのとおり行

の手續きと保険期間」などの内容について、くわしいことは市教育委員会社会教育課におたずねください。

政相談を行ないます。

当日は、宮崎行政監察局の職員および日向地区を担当する行政相談委員がみなさんの相談に応じます。どうぞお気軽におこしく下さい。

△日時 ①四月二十三日（月）、午前十時～午後三時まで。

△場所 ①日向市役所二階会議室

△相談料は無料、秘密は厳守します。

補充入居者を募集します

現在、市内にある既設市営住宅にあき家ができた場合の入居者をつぎのとおり募集します。

△募集期間 ①四月二日～十四日まで。

△申込み場所 ①市役所建設課住宅係

△入居方法 ①第一種、第二種既設市営住宅にあき家ができた場合補充順位により随時入居。

国民年金に必ず加入を

「歳がいったら、なんとかなるじやろ」という気持では、制度がせつかく約束している年金を自分のものにすることはできません。あなたに与えられた年金を受ける権利は、あなた自身の手でしかつかむことはできないのです。あなたの老後に、「生きがい」を約束する国民年金に必ず加入しましょう。

人口

(3月1日現在)

男	23,632人	48人増
女	26,790人	28人増
計	50,422人	76人増
世帯数	14,085	50増